(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字札松二一一七の一、二一一八の一、二一二三

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十三年四月二十七日　経済産業大臣　海江田万里

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5080	株式会社ナカニシ	鳥取県鳥取市富安二丁目七十番地	平成二十三年三月二十三日から平成二十四年三月二十二日まで
5081	株式会社サトーセン	大阪府大阪市西成区玉出西二丁目二十番六十五号	平成二十三年三月三十日から平成二十四年三月二十九日まで

○国土交通省告示第四百二十六号

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省建設省令第二号）第十七条の七の規定により、登録証明事業を行う者の氏名又は名称等の変更の届出があったので、同規則第十七条の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十三年四月二十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録番号　第三号

二　変更事項

変更事項	変更前	変更後
登録証明事業を行う者の氏名又は名称	社団法人不動産証券化協会	一般社団法人不動産証券化協会
登録証明事業を行う事務所の名称	社団法人不動産証券化協会	一般社団法人不動産証券化協会
登録証明事業の名称	社団法人不動産証券化協会認定マスター	一般社団法人不動産証券化協会認定マスター

三　変更年月日　平成二十三年四月一日

○国土交通省告示第四百二十七号

次の耐空検査員の証は無効としたので、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第十六条の十二の規定により告示する。

平成二十三年四月二十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

認定番号　第G―四十号　氏名　菊地　光基　交付年月日　平成十二年五月九日

○海上保安庁告示第九十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年四月二十七日　海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人　石油天然ガス・金属鉱物資源機構　神奈川県川崎市幸区大宮町一三一〇番

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四四度一二分六秒東経一三八度四七分一一秒、北緯四三度三二分二九秒東経一四〇度一三分二六秒、北緯四一度四五分二〇秒東経一三八度四八分四五秒、北緯四一度二二分六秒東経一三九度三七分一二秒、北緯三九度三五分三秒東経一三八度一分二四秒、北緯四〇度二九分三八秒東経一三五度五八分二七秒、北緯四一度五九分四〇秒東経一三六度五九分三八秒、北緯四二度四五分五〇秒東経一三七度二六分二〇秒、北緯四三度二八分二〇秒東経一三八度八分三〇秒の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十三年五月七日から平成二十三年六月三十日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第十七号（平成二十三年四月二十九日発行）、一管区水路通報第十七号（平成二十三年四月二十八日発行）、二管区水路通報第十六号（平成二十三年四月二十二日発行）、九管区水路通報第十五号（平成二十三年四月十五日発行）

○北陸地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十七日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
柏崎市大字土合字川原九一五番から同市大字鯨波字鴨ククリ五一五一番一まで	前 A	一〇・二〇～二五・〇〇	八・五八一	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C	六一・〇〇～一二五・〇〇	六・二六三	
	前 C	二九・三〇～一〇一・二〇	一・五六〇	
	後 A	一〇・二〇～六一・〇〇	八・五八一	
	後 B・C・D	二五・〇〇～一二五・〇〇	九・九四二	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十七日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
糸魚川市大字市振字高平四二一番六から同市大字市振字高平四四一番一まで	前	五九・八〇～七八・〇〇	〇・一一三	
	後	六九・〇〇～九一・二〇	〇・一一三	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所